

平成 24 年第 2 回玉城町議会定例会会議録 (第 1 号)

招集年月日 平成 24 年 6 月 12 日 (火)

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 24 年 6 月 12 日 (火) (午前 9 時 00 分)

出席議員	1 番 中西 友子	2 番 北 守	3 番 坪井 信義
	4 番 北川 雅紀	5 番 中瀬 信之	6 番 山口 和宏
	7 番 奥川 直人	8 番 山本 静一	9 番 前川 隆夫
	10 番 川西 元行	11 番 風口 尚	12 番 小林 豊
	13 番 小林 一則		

欠席議員 な し

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	中郷 徹	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	田畑 良和
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	加藤 禎一	監 査 委 員	中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 辻 誠 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 内山 治久

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸報告
- 第 4. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5. 議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて (町税条例の一部改正について)
- 第 6. 議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号))
- 第 7. 議案第 45 号 玉城町使用料条例の一部改正について
- 第 8. 議案第 46 号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

第 9. 議案第 47 号 平成 24 年度玉城町一般会計補正予算 (第 1 号)

第 10. 議案第 48 号 平成 24 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

第 11. 議案第 49 号 平成 24 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 1 号)

## 開議の宣告

○議長 (風口 尚) ただ今の出席議員数は 13 名で、定足数に達しております。

よって、平成 24 年第 2 回玉城町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

開会にあたり町長より定例会召集の挨拶があります。町長 辻村修一君

## 定例会召集の挨拶

○町長 (辻村修一) 平成 24 年第 2 回の玉城町議会定例会開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

議員のみなさんには平素から町政推進に格別のご指導ご鞭撻を賜っておりますことを心から厚くお礼を申し上げます。また、各事業にはご多忙のなかご臨席を賜り、そしてそれぞれの団体等の活動にも積極的に率先してご参加いただいていることを重ねてお礼申し上げます。本日からの定例会では、特に人権擁護委員さんの推薦についてご意見を頂くこと、或いは専決処分の承認、国の新年度の事業に対します補助内示がありましたのでそれに伴って一般会計の補正予算、そして所得の確定に伴います本算定を持ちましての国保会計の補正予算ということにつきまして特にご審議を賜ることで提案をさせていただくものでございます。どうぞ宜しくご審議のほどをお願いいたしまして開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

## 会議録署名議員の指名

○議長 (風口 尚) これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において

2 番 北 守 君                      3 番 坪井 信義 君

の 2 名を指名いたします。

## 会期の決定

○議長 (風口 尚) 次に、日程第 2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から 6 月 20 日までの 9 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から 6 月 20 日までの 9 日間と決定致します。

した。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布致しました会期日程案のとおりでありますのでご了承願います。

## 諸報告

○議長（風口 尚）次に、日程第3 諸報告を致します。

地方自治法第213条及び地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第2号、繰越明許費繰越計算書（玉城町一般会計分）及び地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告第3号 玉城町水道事業会計の予算繰越計算書及び、報告第4号 玉城町下水道事業会計の予算繰越計算書の提出があり、配布させて頂きましたのでご了承願います。

次に、報告第5号 町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により度会土地開発公社の経営状況を説明する書類、また報告第6号 監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により平成24年2月分、ないし平成24年4月分についての例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、それぞれ写しをお手許に配布しておきましたからご了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

## 議案の上程

○議長（風口 尚）次に日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

人権に関する課題が複雑化し、年々住民のニーズは多様化しております。人権意識は、普及してまいりましたが、今なお、自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。

以前から担当いただいていた尾崎はる美氏が、平成24年3月31日を以って退任されたことに伴い、その後任といたしまして、人格、識見ともに人権擁護委員として適任と考え、西山多鶴子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

なお、補足は省略させていただきます。よろしくご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。お諮り致します。

本案については、推薦することに同意いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決しました。

○議長（風口 尚）次に日程第5 議案第43号 専決処分承認を定めることについてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第43号 町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め

ることについて提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、ただちに町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分をいたしたものでございます。

なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長（田畑良和）議案第43号 町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

主な改正の内容としまして、土地の下落修正措置の適用期間を延長すること、土地に対して課する固定資産税の特例を改めること、東日本大震災に係る特例を改めること、その他所要の規定の整備を行うものです。施行期日は平成24年4月1日としています。

それでは、議案補足資料 条例改正等新旧対照表によりご説明を申し上げます。

1ページをお願いします。

54条の改正でございます。地方税法施行規則の改正に伴い、項ずれが生じたことによる条文の整備です。

続きまして、附則第10条の2の改正です。

地方税法施行規則の改正に伴い、項ずれが生じたことによる条文の整備。内容は、一般住宅に係る新築住宅特例である固定資産税の2分の1軽減措置を平成26年3月31日までに新築された住宅分まで延長するものです。

続きまして、附則第11条の改正です。地方税法の改正に伴い、項ずれが生じたことによる条文を整備するとともに、固定資産税の負担調整措置の適用期間を平成26年度まで延長するものです。

続きまして、附則第11条の2の改正です。

1ページから2ページにかけてでございます。土地の下落修正措置の適用期間の延長です。据置年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続するものです。

続きまして、附則第12条の改正です。

負担調整措置の適用期間の延長及び住宅用地に係る据え置き特例の廃止です。

続きまして、附則第12条の3の改正です。3ページから4ページにかけてお願いします。

用途変更宅地に係る税負担の調整措置の特例規定として、評価替えに伴う特例規定の適用年度の改正です。

4ページをお願いします。附則第13条の改正です。

平成24年度の評価替えに伴う固定資産税の農地に係る負担調整措置を平成24年度から平成26年度までの3年間延長するものです。

続きまして、4ページ、附則第15条の改正です。

第1項は評価替えに伴う固定資産税の宅地等に係る負担調整措置を3年間延長する改正でありまして、また第2項は宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の特例の規定の期限延長に伴う条文整備です。

続きまして、4ページから5ページにかけて、附則第21条の2を加える改正です。

図書館、博物館、幼稚園を設置する一定の要件を満たす一般社団・財団法人に対し固定資産税の非課税措置が追加されたことによりその申告規定を整備するものです。

続きまして5ページから6ページにかへまして、附則第22条の2を加える改正です。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例です。東日本大震災の被災者に係る個人町民税の居住用財産の買い替えの特例による読み替え規定整備です。

6ページをお願いします。附則第23条の改正です。

東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例です。

内容は、東日本大震災による被災者に係る住宅の再取得又は増改築をした場合における住宅ローン控除の特例規定による読み替え規定の整備です。

以上補足説明とさせていただきます。ご理解を賜りご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（風口 尚）以上で提案理由の説明は終わりました。これより、議案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第43号についての質疑を行います。

ご発言はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず、反対討論の発言はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり承認されました。

次に日程第6 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第44号 平成24年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成 23 年度会計の償還収入に 3 千 51 万 9 千円の歳入不足が生じたため、平成 24 年度会計から繰上充用により補填しなければならない必要が生じましたが、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 5 月 31 日に専決処分をいたしたものでございます。

なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長（田畑良和） それでは議案第 44 号 平成 24 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、平成 23 年度会計の償還収入に 30,519 千円の不足が生じたため、平成 24 年度会計から繰上充用により補填するものであります。予算書 7 ページをお願いします。

歳入で 款 2 諸収入 項 1 貸付金元利収入 目 1 住宅新築資金等貸付金元利収入 節 2 滞納繰越分におきまして 30,519 千円を計上いたし、同額を 8 ページ 歳出の前年度繰上充用金としたものであります。

本案につきましては、特に緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであることから、平成 24 年 5 月 31 日に専決処分をさせていただきました。

貸付金の回収状況の概略を説明させていただきます。

平成 23 年度現年度の償還金につきましては、未収金 607,580 円で、回収率は 77.4% です。徴収につきましては、努力しているところでありますが、中には返済能力が極めてとぼしい状況の方もみえ、過年度分の回収率は、ほぼ横ばい傾向にあります。引き続き回収率の向上と貸付金の目的、返済義務につきまして、理解をしていただくよう努力をしております。

何卒、ご理解を賜りご審議の上、ご承認を賜りますよう宜しくお願いいたします。

○議長（風口 尚）以上で提案理由の説明は終わりました。これより、議案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第 44 号についての質疑を行います。

ご発言はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず、反対討論の発言はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり承認されました。

次に日程第7 議案第45号 玉城町使用料条例の一部改正についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一） 議案第45号 玉城町使用料条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、玉城町立学校屋内運動場使用料に玉城中学校の武道場の照明使用料を新たに加えるもので、使用料金につきましては、他の施設と同様、1時間につき200円と定めるものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 以上で提案理由の説明は終わりました。次に日程第8 議案第46号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一） 議案第46号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第291条の3第3項の規定により、別紙のとおり三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議を要するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

規約変更の内容は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人登録原票に係る規定を削除するものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 以上で提案理由の説明は終わりました。次に日程第9 議案第47号 平成24年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし 日程第11 議案第49号 平成24年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一） 議案第47号 平成24年度玉城町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、1億4千351万1千円を追加し、予算総額を50億2千351万1千円とするもので、国・県補助事業の内示によるもの、緊急雇用創出事業の追加などを盛り込んでいます。

詳細は、副町長から補足で説明いたさせますので、主なものについて説明申し上げます。

民生費では、依然として厳しい財政運営を強いられている国民健康保険会計に対する財政自立支援貸付金として3千万円、児童手当法改正に伴うシステム改修委託料として177万9千円を計上しています。

労働費では、雇用対策のため緊急雇用創出事業県補助金を活用して家屋異動判読調査業

務委託料 599 万円を計上しています。

農林水産費では、勝田 3 号幹線排水路の測量設計委託料として 520 万円、同じく工事請負費として 9 千 500 万円を計上しています。

教育費では、玉丸城太鼓保存会育成補助金として 250 万円、郷土文化財普及補助金として 110 万円を計上しています。

以上の財源といたしましては、国県補助金、地方債、前年度繰越金、諸収入及び予備費で調整をしています。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。

次に議案第 48 号 平成 24 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ 3 千 90 万 7 千円を追加し、予算総額を 15 億 8 千 308 万 2 千円とするものであります。

補正予算の内容は、昨年度までの医療費の実績を考慮し、所得の確定に伴う保険料の本算定を行ったものであります。

医療費の伸びを保険料に直接反映させないため、一般会計から 3 千万円の貸付と前年度繰越金を財源として調整を行いましたが、若干の保険料の値上げをお願いすることになりました。

今年度もさらに積極的に健康づくりに取り組み、被保険者の健康保持、また国保財政の安定化を目指し、医療費の適正化に努めてまいりたいと存じます。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に議案第 49 号 平成 24 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出におきまして、営業外費用の委託料を 31 万 5 千円計上いたすものであります。

今回の委託料につきましては、ケアハイツ玉城の労働契約関係の解決のための弁護士に対する業務委託料であります。

3 ページに実施計画、4 ページに資金計画を掲載しておりますので、ご高覧たまわりますようお願い申し上げます。

なお、補足は省略させていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）副町長 中郷 徹君

○副町長（中郷 徹）議案第 47 号 平成 24 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する。）



○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中郷 徹）議案第48号 平成24年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

（予算書朗読方々説明する。）

○議長（風口 尚）以上で提案理由の説明は終わりました。これで本日の日程はすべて終了いたしました。明日13日は午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 9時40分）

」

